

2026年2月6日  
日本郵便株式会社

## 一部報道について

2月6日、一部報道機関より弊社のフリーランスの方々との取引に関する記事が報道されました。

弊社においては、昨年9月下旬から10月中旬にかけて行った社内調査により、本社や全国の支社がお取引先に対して取引条件を事前に明らかにしなかったことで特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス法」）に違反するおそれがある取引が計380件（本社23件、支社357件）あることが判明したことを受け、現在、再発防止策として次の取組を進めているところです。

- (1) 昨年12月、将来行われる「フリーランス」に該当する方々との取引についてフリーランス法に違反することがないようにすることを最優先として、取引先がフリーランス法上の「フリーランス」に該当しない場合を含め、原則として、事前に取引条件を明示した発注書等を交付するよう運用を改めました。
- (2) フリーランス法の趣旨、社内規程の内容等に関する研修等により社員への周知浸透に取り組みました。
- (3) 2月中に、社内規程（マニュアル等）を(1)の内容が盛り込まれたものに改正する予定です。

本件につきまして、ご不安とご心配をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

弊社とのお取引に関するお問い合わせやご相談につきましては、事実関係を確認の上、誠実に対応いたします。

今後とも、フリーランスの方々が安心して働く環境を整備するための法律であるフリーランス法の遵守を徹底するため、再発防止策にしっかり取り組んでまいります。

以上

【お客さまのお問い合わせ先】  
日本郵便株式会社  
お客様サービス相談センター  
<電話番号> 0120-23-28-86（フリーダイヤル）  
携帯電話からご利用のお客さま  
0570-046-666（通話料はお客さま負担です）  
<ご案内時間>  
全日 8:00～21:00  
ガイダンスが流れますので、「\*」のあとに  
「1」を選択してください。  
おかげ間違いのないようにご注意ください。